

70歳以上75歳未満の方へ 高齢受給者証の自己負担割合が 1割に据え置き

70歳以上75歳未満の方（現役並み所得者を除く）が医療を受けたときの自己負担割合は、平成22年3月31日まで1割に据え置きとなっていましたが、この措置がさらに1年間延長され、1割負担は平成23年3月31日までとなり、平成23年4月から2割負担に変更することになりました。（現役並み所得者は3割のまま変更ありません。）

なお、自己負担割合が1割の被保険者の方には、4月から使える新しい高齢受給者証を3月下旬に書留郵便にて交付いたします。



保険税の納付には、口座振替が便利です。納付のために足を運ぶ必要がなくなりますので、なかなか金融機関等に行けない方などにおすすめです。

■納税は「口座振替」が便利です

また、預金口座から自動的に払い込まれるので納め忘れの心配がなく、一度手続きをすれば、翌年度からの分も毎年継続されるので安心です。口座振替の手続きは、町が指定する金融機関窓口で行い、通帳及び印鑑（通帳届出印）を持参のうえ、金融機関備え付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入して申し込みます。なお、各納期の振替日は25日（土日祝日の場合は翌営業日）です。

口座振替は
こんなに
便利です！

※1：世帯主変更があった場合は、納税義務者が変わりますので、新世帯主の口座振替の手続きが必要となります。
※2：口座振替が利用できる金融機関は、町の指定金融機関、代理金融機関及び収納代理金融機関です（納付書の裏面に記載）

国保に入している方は、給付を受ける「権利」と同時に、保険税を納める「義務」もあります。保険税は必ず納期内に納めましょう。

特別な理由もなく保険税を滞納すると、有効期限が短い「短期保険証」や、保険診療分費用を全額負担しなければならない「被保険者資格証明書」の交付を受ける場合があります。また、納付状況が改善されないと、財産差し押さえなどの滞納処分が執行される場合がありますので、納付が困難になった場合などは、町民税務課または歌津総合支所町民福祉課で必ず納税相談を受けてください。

■保険税は納期内に納めましょう



国民健康保険（以下「国保」）は、いざというときでも経済的に心配なく安心して医療が受けられるように、被保険者がお金を出し合い、みんなで助け合うという制度です。

国保は、医療保険制度のひとつとして、町が運営しています。すべての国民は何らかの健保に加入する義務があります。75歳未満で、職場の健

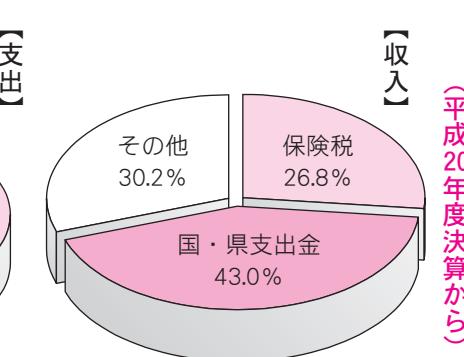
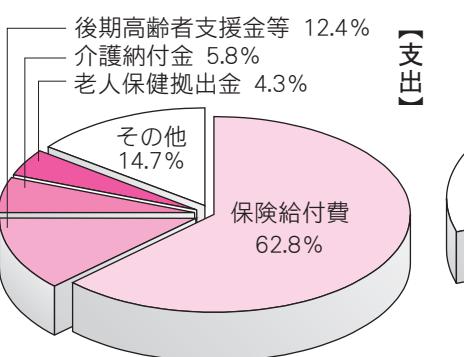
組合など（社会保険や国保など）に加入していない方（自営業の方や無職の方など）は、町が運営する国保に加入しなければなりません。

また、職場の健康保険などをやめた場合には、国保の加入の手続きが必要です。手続きが遅れると、国民健康保険税（以下「保険税」）をさかのぼって納めなければなりませんのでご注意ください。

※手続きについては、4ページ「国保の加入・脱退等の届出を忘れずに！」をご覧ください。
※手続について、4ページ「国保の加入・脱退等の届出を忘れずに！」をご覧ください。

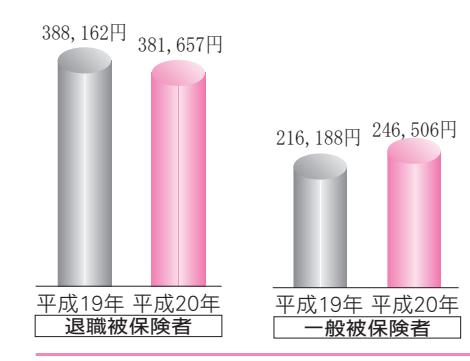
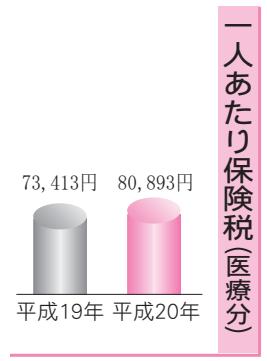
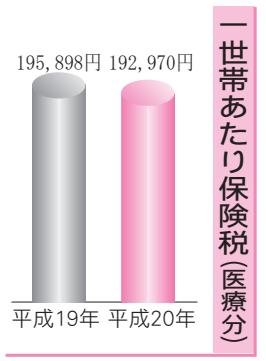
■保険税は重要な財源です

保険税は、国保の収入の約3割を占めており、国保制度を支える大切な財源です。また、支出のほとんどは皆さんのが医療費の支払いにあてられています。（下図参照）



町の国保の収入と支出 (平成20年度決算から)

医療費等の状況



あなたの健康を支える 国民健康保険